

第21回ウイルス肝炎対策協議会での検討を踏まえた東京都肝炎対策指針の修正について

資料3-1

修正箇所		修正前	修正後	修正理由	
1	P1	1 指針改定の経緯	「さらに、平成29年3月に本指針の改訂を行い、（以下略）」	「さらに、平成29年3月に本指針の改定を行い、（以下略）」	文言修正
2	P1	1 指針改定の経緯	「最近では患者支援が充実されるとともに、受検・受診・受療の促進に向けた取組を進めてきたが、（以下略）」	「これまで、患者支援を充実させるとともに、受検・受診・受療の促進に向けた取組を進めてきたが、（以下略）」	文言修正
3	P2	1 指針改定の経緯	「さらに、近年の状況を踏まえ、令和4年3月にも基本指針の改訂を行い、（以下略）」	「さらに、近年の状況を踏まえ、令和4年3月にも基本指針の改正を行い、（以下略）」	文言修正
4	P2	5 肝炎に関する普及啓発と肝炎患者等の人権の尊重	今後、（略）、区市町村や職域等と連携し、広く都民に普及啓発を行い、肝炎患者等の人権の尊重に向けた取組を進める。	今後、（略）、区市町村や職域等と連携した上で、広く都民に普及啓発を行い、肝炎患者等の人権の尊重に向けた取組を進める。	文言修正
5	P3	5 肝炎に関する普及啓発と肝炎患者等の人権の尊重 (2) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨のための普及啓発	都は、今後も広報等を通じて肝炎ウイルス検査を受けていない都民に対して効果的な受検勧奨をしていく。	都は、今後も広報等を通じて肝炎ウイルス検査を受けていない都民に対して、効果的な受検勧奨をしていく。	文言修正
6	P3	5 肝炎に関する普及啓発と肝炎患者等の人権の尊重	(4) 偏見を解消し、人権を尊重するための普及啓発	(4) 偏見の解消及び人権尊重のための普及啓発	文言修正
7	P3	5 肝炎に関する普及啓発と肝炎患者等の人権の尊重 (4) 偏見の解消及び人権尊重のための普及啓発	「都は、（略）、肝炎患者等に対する偏見や差別の解消に資するための普及啓発を関係機関と連携して実施する」	「都は、（略）、肝炎患者等に対する偏見や差別の解消に資するための普及啓発を肝炎コーディネーターや区市町村等の関係機関と連携して実施する。」	具体の関係機関名を明記
8	P4	7 肝炎医療の提供体制及び人材育成	「地域における肝炎診療体制の中核的な医療機関として幹事医療機関を肝臓専門医療機関から選定し、現在13か所を指定している。」	「地域における肝炎診療体制の中核的な医療機関として幹事医療機関を肝臓専門医療機関から選定した上で、現在13か所を指定しており、引き続き、全都的な肝炎診療ネットワークの充実を図る。」	引き続き、ネットワークの充実を図るよう明記する。 また、患者団体からの意見を踏まえ、「全都的な」と追記する。
9	P5	7 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (3) 地域や職域での肝炎対策の理解促進	「地域や職域において、肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進めるため、都は、肝炎コーディネーター養成研修会を開催する。」	「地域や職域において、肝炎に関する正しい知識の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進めるため、都は、肝炎コーディネーター養成研修会を開催する。」	文言修正
10	P5	7 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (3) 地域や職域での肝炎対策の理解促進	「肝臓専門医療機関、区市町村や職域の健康管理担当者等は、都が実施する研修の受講等により肝炎等に関する知識を深め、職場の肝炎患者等が早期受診し、就労を維持しながら治療を継続できるような環境整備に努める。」	「肝臓専門医療機関、区市町村や職域の健康管理担当者、患者団体等は、都が実施する研修の受講等により肝炎等に関する知識を深め、職場の肝炎患者等が早期受診し、就労を維持しながら治療を継続できるような環境整備に努める。」	「肝炎コーディネーター」に患者団体を含むことを明記する
11	P6	8 肝炎患者等に対する支援や情報提供の充実 (3) 肝臓機能障害による身体障害者手帳を交付された者への支援	「平成22年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）における身体障害として、障害認定の対象とされている肝臓機能障害については、平成28年度に認定基準の見直しが行われ、要件の患者及び対象の拡大がなされた。」	「平成22年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）における身体障害として、障害認定の対象とされている肝臓機能障害については、平成28年度に認定基準の見直しが行われ、要件の緩和及び対象の拡大がなされた。」	誤字訂正
12	P7	9 東京都肝炎対策指針に基づく事業計画と指針の見直し	「都は、本指針に基づき事業を着実に実施するため、年度ごとに実施計画を定め、この中で数値目標を設定し、取組状況を協議会に定期的に報告する。」	「都は、本指針に基づき事業を着実に実施するため、年度ごとに実施計画を定め、引き続き、この中で数値目標を設定し、取組状況を協議会に定期的に報告する。」	実施計画において、従来から数値目標を設定していたことを反映